地域や環境に配慮したデータセンター認定制度実施要領

（制定）令和８年５月 27 日付８産労産事第 215 号

（目的）

第１条　この要領は、環境に配慮したデータセンターの整備を促進するため、環境に配慮したデータセンター整備促進事業実施要綱（令和８年５月 25 日付８産労産事第 210 号）（以下、「実施要綱」という。）第４条第２項の規定に基づき、データセンターの効率性及び再エネ利用等に関する認定制度（以下、「本制度」という。）の実施に際し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

（認定要件及び認定区分）

第３条　データセンター業を営む事業者で、地域や環境に配慮したデータセンター認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下に掲げる項目を全て満たさなければならない。

一　ＰＵＥの削減

二　再生可能エネルギーの利用

三　立地地域へ還元する取組

四　データセキュリティに関する取組

２　認定区分ごとの要件は、別記１に掲げるとおりとする。

３　サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準への遵守

４　前項までの規定にかかわらず、次に掲げる者は、申請者としない。

一　過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

二　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

三　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

四　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

（認定の申請）

第４条　申請者は、別表１に定める書類を知事に提出するものとする。

（認定）

第５条　知事は、申請者から申請書の提出があったときは、別に定める評価会議の意見を聴いた上で、当該申請に係る評価を決定する。

２　知事は、申請者に対し、評価会議に必要な事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

３　知事は、申請の内容が別記１に掲げる認定基準に適合していないと認めるとき又は次条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者からの申請であるときは、認定しないものとする。

４　認定の有効期間は、認定した年度から翌々年度末までとする。

５　知事は、評価を決定したときは、地域や環境に配慮したデータセンター認定登録通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

６　知事は、本条第３項の規定により認定をしないときは、環境に配慮したデータセンター非認定通知書（別記第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消）

第６条　知事は、地域や環境に配慮したデータセンター認定通知書を交付された事業者（以下、「認定事業者」という。）が認定登録取消申請書（第４号様式）を提出または次の各号のいずれかに該当する場合は、第５条の認定を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により申請に虚偽があることが判明した場合。

二　労働関係法令等に関し重大な違反があったとき。

三　認定の決定を受けた企業等が暴力団に該当したとき又は代表者、役員、使用人その他従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。

四　その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。

２　知事は、前項に基づき取消しを行った場合は、地域や環境に配慮したデータセンター認定取消通知書（第５号様式）により通知し、速やかに認定事業者から認定証の返納を求めるものとする。

３　前項の返納を求められた場合、認定を取消された企業等は速やかに認定証を返納しなくてはならない。

（認定内容の変更）

第７条　認定事業者は、申請書記載事項に変更が生じたときは、地域や環境に配慮したデータセンター認定事項変更申請書（第６号様式）により、速やかに知事に提出しなければならない。

（認定結果の公表）

第８条　知事は、環境に配慮したデータセンターの認定を決定したときは、申請者の氏名又は名称並びに認定したデータセンターの名称をホームページ上に公表するものと

する。
２　前項の規定は、認定の取消しを決定したときについても準用する。
３　認定事業者は、知事が前項まで規定に基づき行う事業者名、事業所名、事業所における削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表に協力し、かつ、知事が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

（報告）
第９条　知事は、この要領の施行に必要な限度において認定事業者に対し、認定を受けたデータセンターの概要や取組内容、その他の事項の報告を求めることができる。

（調査等）
第 10 条　知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、申請者または認定事業者（以下、「申請者等」という。）に対し、本事業に関し報告を求め、申請者等の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
２ 申請者等は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

第 11 条　この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則（令和８年５月 27 日付８産労産事第 215 号）
この要領は、令和８年５月 27 日から施行する。

別記１　認定基準

<table>
<tr><th>評価</th><th colspan="3">ＰＵＥ</th><th>再エネ利用</th><th>立地地域へ還元する取組</th><th>データセキュリティ</th></tr>
<tr><td>プラチナ</td><td colspan="3" rowspan="4">PUE≦1.3
※既設の場合シルバーと
ブロンズで緩和あり</td><td>再エネ利用 100%</td><td>下記に定める６項目のうち、
３つ以上を満たすこと</td><td>基幹インフラ制度
セキュリティクリアランス制度
のうち１つ以上かつ
ISMS（ISO/IEC27001）
SOC　　のうち１つ以上</td></tr>
<tr><td>ゴールド</td><td>再エネ利用 50%</td><td>下記に定める６項目のうち、
２つ以上を満たすこと</td><td rowspan="3">ISMS（ISO/IEC27001）
SOC　　のうち１つ以上</td></tr>
<tr><td>シルバー</td><td rowspan="2">既設の緩和基準</td><td>1.3＜PUE≦1.4</td><td>再エネ利用 25%</td><td rowspan="2">下記に定める６項目のうち、
１つ以上を満たすこと</td></tr>
<tr><td>ブロンズ</td><td>1.4＜PUE≦1.7</td><td>再エネ利用あり</td></tr>
</table>

立地地域へ還元する取組

項目	取組例
1.豊かな屋外空間の提供	オープンスペースの提供や緑化等
2.廃熱利用	地域冷暖房､温水プールなどへ外部供給
3.非常用電源･防災拠点化	災害時データセンターの設備から電源供給等
4.地元企業と連携･雇用創出	地元から優先調達、雇用
5.ICT 教育支援	学校等と連携して ICT 教育を提供
6.その他	各区市町村が求めるもの

別表１　申請時に必要な書類

１	地域や環境に配慮したデータセンター認定申請書（第１号様式）
２	誓約書（第１号様式の２）
３	地域や環境に配慮したデータセンター認定概要説明書（自由様式） （認定を受けるデータセンターの図面一式や更新前後の設備仕様一式　等）

第1号様式(第4条関係)

年　　月　　日

東 京 都 知 事 殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

地域や環境に配慮したデータセンター認定申請書

地域や環境に配慮したデータセンター認定実施要領第4条の規定により、次のとおり、地域や環境に配慮したデータセンター認定を申請します。

事　業　者　の 名　称	
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
事　業　者　の 概　要	別添のとおり
連　　絡　　先	(電話番号　　)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考　※印の欄には、記入しないこと。

第1号様式の2（第4条関係）

年　月　日

東京都知事殿

住所
名称
代表者の氏名

誓約書

東京都が実施する「地域や環境に配慮したデータセンター認定制度」（以下「本制度」という。）への申請に当たり、下記の事項について誠実に遵守することを誓約します。

記

1　法令等の遵守

本制度に関連する法令、条例、要綱等を十分に理解し、これらを遵守します。

2　申請内容の適正性

提出する申請書及び添付資料について、虚偽、不正確な記載がないことを保証し、内容に変更が生じた場合は速やかに報告します。

3　サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準への遵守

（1）日本国のサイバーセキュリティに関連する法令等の基準を遵守することに同意します。

（2）申請企業（親会社を含む)、申請代行企業、製造ベンダー、ファームウェア開発企業のいずれにおいても過去５年以内に我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等に違反したまたはその疑いをかけられたことはありません。

（3）申請企業（親会社を含む)、申請代行企業、製造ベンダー、ファームウェア開発企業のいずれにおいても申請製品のサイバーセキュリティ確保について外国の法的環境等により影響を受ける懸念はありません。

4　報告及び調査への協力

東京都からの立入調査、資料提出等の求めに対し、誠実に対応します。

5　不正行為の禁止

不正な手段により認定を取得又は維持する行為を行わないことを誓約します。

6　認定取消しへの同意

上記の誓約事項に違反した場合、認定の取消しその他必要な措置が講じられることに同意し、この誓約が虚偽、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。

7　その他

本制度の適正な運営に支障を及ぼす行為を行わないことを誓約します。

以上

第2号様式(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

東京都知事

地域や環境に配慮したデータセンター認定通知書

年　月　日付けで申請のあった地域や環境に配慮したデータセンター認定については、地域や環境に配慮したデータセンター認定実施要領第5条の規定により、環境に配慮したデータセンターとして認定したので、通知します。

なお、同要領第6条の要件に該当したときは、この認定を取り消すことがあります。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
認定番号	
認定日	年　月　日
認定の有効期限	年　月　日
評価	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

東京都知事

地域や環境に配慮したデータセンター非認定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった地域や環境に配慮したデータセンター認定の申請については、要件に適合しない事項があり認定できないので、地域や環境に配慮したデータセンター認定実施要領第5条の規定により、通知します。

事　業　者　の 名　称	
主 たる事 務 所 の所 在 地	
非　認　定　の 理　由	
備　　考	

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第6条関係)

年　　月　　日

東 京 都 知 事 殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

地域や環境に配慮したデータセンター認定取消申請書

　　年　　月　　日付けで通知のあった地域や環境に配慮したデータセンター認定について、次のとおり取消を申請します。

事　業　者　の 名　称	
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
認　定 番　号	
認　定　取　消　理　由	
連　絡　先	（電話番号　　）
※受付欄	

（日本産業規格A列4番）

備考　※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式(第6条関係)

第　　号
年　　月　　日

殿

東京都知事

地域や環境に配慮したデータセンター認定取消通知書

年　月　日付　　第　　号による地域や環境に配慮したデータセンター認定については、地域や環境に配慮したデータセンター認定実施要領第6条第1項の規定により抹消したので、同条第2項の規定により通知します。

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
認定番号	
取消の日	年　月　日
取消の理由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第7条関係)

年　　月　　日

東 京 都 知 事 殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

地域や環境に配慮したデータセンター認定事項変更申請書

地域や環境に配慮したデータセンター認定内容を変更しましたので、地域や環境に配慮したデータセンター認定実施要領第7条の規定により、次のとおり登録事項の変更を申請します。

事　業　者　の 名　称	
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
認定番号	
変　更　内　容	別紙のとおり
連　絡　先	(電話番号　　)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考　※印の欄には、記入しないこと。

別紙

変　更　内　容　の概　略 ※変更前後の内容が分かるように記載すること。	

（日本産業規格A列4番）